(目的)

第1条 南種子町宇宙留学制度(親戚留学)(以下「宇宙留学制度」という。)は、南種子町内の小・中学校に転学を希望する児童生徒に対し、町内で受入れを行う親戚(以下「親戚里親」という。)や各実行委員会の協力を得て受入れを実施し、南種子町の豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童生徒の育成を図ることを目的とする。

(応募基準・決定)

- 第2条 宇宙留学制度(親戚留学)の応募基準は、次のとおりとする。
- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童生徒
- (3) 宇宙に拓ける種子島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童生徒
- (4) 親戚留学(小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒)は、町内の親戚(3親等以内)のもとで1年間の留学を行う。
  - 2 親戚留学生の決定は、原則、「宇宙留学申込書」の先着順とする。但し、応募児童 生徒の健康状態、受入れ校の状況など総合的に勘案して、南種子町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)の承認を経て、南種子町宇宙留学連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)が決定する。

(宇宙留学(親戚留学)の期間)

第3条 宇宙留学(親戚留学)の期間は、原則として1年とする。

(履行事項)

- 第4条 決定を受けた親戚留学生,実親及び親戚里親は,次の事項を履行しなければならない。
- (1) 転学する校区内に親戚留学生が住民登録すること。
- (2) 健康保険証を持参すること。
- (3) 宇宙留学に関する契約書の締結は、宇宙留学実行委員会(以下「実行委員会」という。) の立会いの上で行うこと。
- (4) 寝具等、日常生活に必要なものは、親戚里親と相談し、必要に応じ持参すること。
- (5) 児童生徒は、携帯電話、パソコン、スマートフォン等(ゲーム機を含む)を親戚里親宅に持ち込まないこと。

(宇宙留学 (親戚留学) の経費)

- 第5条 連絡協議会は、留学生一人につき、町助成金4万円を毎月親戚里親の口座に振り 込むものとする。振込みは、月末までとする。
- 2 宇宙留学に係る経費のうち、学校給食費、PTA 会費、学校教材費、医療費、学用品費、 衣料費、通信費、遠足経費、旅行費、スポーツ少年団活動費、宇宙留学諸活動にかかる 一部負担金及びその他児童生徒にかかるものは、実親が負担しなければならない。

(委嘱と義務)

- 第6条 親戚里親は、宇宙留学制度を理解し、受入れ児童生徒を家庭的に健やかに養育できる環境を保持できる家庭の中から実親の承認のもと、連絡協議会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。
- 2 親戚里親は、実親とよく連携を図り、受入れ児童生徒を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。ただし、実施要綱や契約条項の履行を継続し難い事由が生じた時は、留学生の受入れを辞退することができる。
- 3 親戚留学生の受入れは、1家庭、原則2人までとする。

(事故発生時の処置)

- 第7条 親戚留学生が、病気または何らかの事故があった場合は、その実情に応じ、親戚 里親が適切な処置を行う。
- 2 親戚里親は、実親に速やかに事故等の内容を報告し、指示を受けると共に、実行委員会に経過を報告するものとする。また、必要に応じ、実行委員会及び連絡協議会が所要の対応を行うものとする。

(契約の解約)

- 第8条 次の事項に該当する場合は、実行委員会の立会いの上で、解約することができる。
- (1) 児童生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 負担金の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他,必要な事項は,実親,親戚里親,実行委員会が協議の上,定めるものとする。

## 附則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成31年度から適用する。